

令和 8 年
3 月高浜市議会定例会
議案書（追加分その 2）

議案第 3 2 号

調停申立て等について

市は、不法行為により焼損した物件について損害賠償を求めるため、次のとおり裁判所に民事調停の申立て等を行うものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日

高浜市長 杉 浦 康 憲

1 調停申立て

- (1) 調停申立てをする相手方
市内在住者 2 名
- (2) 不法行為により焼損した物件の所在及び名称
高浜市呉竹町一丁目 2 番地 1
丸畑公園公衆用トイレ
- (3) 不法行為の日時
令和 7 年 2 月 1 7 日午後 6 時頃
- (4) 申立ての要旨
不法行為により市が被った損害について賠償を行うとの調停を求める。

2 訴えの提起

市は、上記調停において目的を達成することができず、又は必要があるときは、裁判所に訴訟を提起することができる。

提案理由

この案は、不法行為により焼損した公衆用トイレに係る損害賠償について、市と相手方との間で合意を形成する必要があることから、裁判所に調停申立て等を行うためであります。